一　宮之洞
　岐阜県土岐市肥田町肥田字宮之洞一五二八番一四地内三等三角点肥田を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和二十七年建設省告示第二百六号で指定した土地の区域及び昭和四十三年建設省告示第三千五百二十九号で指定した同号一一に掲げる土地の区域を除く。）
　基準点から二七度三七分〇三秒　一六六四・〇五九メートルの地点　一号
　標柱一号から一六三度五〇分五七秒　二三一・六一三メートルの地点　二号
　標柱二号から一九五度二五分五三秒　二五一・七九三メートルの地点　三号
　標柱三号から二一三度〇七分一八秒　二一五・五九三メートルの地点　四号
　標柱四号から二五三度〇八分五九秒　二五六・六九三メートルの地点　五号
　標柱五号から八度〇一分一七秒　五一八・八七七メートルの地点　六号
　標柱六号から四八度二三分五四秒　二六六・九〇四メートルの地点　七号

○防衛省告示第百八十一号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十八年八月二十六日

防衛大臣　稲田　朋美

日　時　平成二十八年九月二日（予備、同月三日及び同月四日）の〇七〇〇から一九三〇まで

区　域　若狭湾北方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域
(ア)　北緯三七度〇〇分一一秒　東経一三四度五九分五〇秒
(イ)　北緯三七度二二分一一秒　東経一三五度三九分四九秒
(ウ)　北緯三七度〇二分一一秒　東経一三五度三九分四九秒
(エ)　北緯三六度四〇分一一秒　東経一三四度五九分五〇秒

実施艦等　自衛艦八隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百八十二号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十八年八月二十六日

防衛大臣　稲田　朋美

日　時　平成二十八年九月六日及び同月七日（予備、同月八日及び同月九日）の毎日〇六〇〇から一八〇〇まで

区　域　津軽海峡西方の北緯四〇度五五分〇九秒、東経一三九度〇四分四八秒の地点を中心とする半径十海里の区域

実施艦等　自衛艦七隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百八十三号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十八年八月二十六日

防衛大臣　稲田　朋美

日　時　平成二十八年九月六日及び同月七日（予備、同月八日及び同月九日）の毎日〇六〇〇から一八〇〇まで

区　域　津軽海峡東方の北緯四一度二〇分一〇秒、東経一四二度二九分四七秒の地点を中心とする半径十五海里の区域

実施艦等　自衛艦七隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の地点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百八十四号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十八年八月二十六日

防衛大臣　稲田　朋美

日　時　平成二十八年九月十一日（予備、同月十二日）の〇六〇〇から二二〇〇まで

区　域　野島埼南方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域
(ア)　北緯三四度三五分一二秒　東経一四〇度一六分四八秒
(イ)　北緯三四度〇八分一二秒　東経一四一度〇一分四八秒
(ウ)　北緯三三度四四分一二秒　東経一四〇度二二分四八秒
(エ)　北緯三四度三一分一二秒　東経一四〇度〇七分四八秒

実施艦等　自衛艦九隻、航空機二機

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百八十五号

海上における射撃訓練等を次のとおり実施する。

平成二十八年八月二十六日

防衛大臣　稲田　朋美

日　時　平成二十八年九月十六日から同月十九日（予備、同月二十日から同月二十四日）までの間、毎日〇六〇〇から一八〇〇まで

区　域　野島埼南方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域
(ア)　北緯三四度三五分一二秒　東経一四〇度一六分四八秒
(イ)　北緯三四度〇八分一二秒　東経一四一度〇一分四八秒
(ウ)　北緯三三度四四分一二秒　東経一四〇度二二分四八秒
(エ)　北緯三四度三一分一二秒　東経一四〇度〇七分四八秒

実施艦等　自衛艦十一隻

その他　一　射撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃等海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百八十六号

海上における射撃訓練等を次のとおり実施する。

平成二十八年八月二十六日

防衛大臣　稲田　朋美

日　時　平成二十八年九月十六日から同月十九日（予備、同月二十日から同月二十四日）までの間、毎日〇六〇〇から一八〇〇まで

区　域　野島埼南方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域
(ア)　北緯三四度三五分一二秒　東経一四〇度一六分四八秒
(イ)　北緯三四度〇八分一二秒　東経一四一度〇一分四八秒
(ウ)　北緯三三度四四分一二秒　東経一四〇度二二分四八秒
(エ)　北緯三四度三一分一二秒　東経一四〇度〇七分四八秒

実施艦等　自衛艦十一隻

その他　一　射撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃等海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百八十七号

海上における射撃訓練等を次のとおり実施する。

平成二十八年八月二十六日

防衛大臣　稲田　朋美

日　時　平成二十八年九月十七日から同月二十九日（予備、同月三十日）までの間、毎日〇八〇〇から一七〇〇まで

区　域　五島列島南方の次の経緯度線により囲まれる区域
(ア)　北緯三一度四七分一二秒　東経一二八度四五分五二秒
(イ)　北緯三二度二〇分一二秒　東経一二八度四五分五二秒
(ウ)　北緯三二度二〇分一二秒　東経一二九度〇九分五二秒
(エ)　北緯三一度四七分一二秒　東経一二九度〇九分五二秒

実施艦等　自衛艦九隻、航空機六機

その他　一　射撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃等海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。